

## 69 歳以下で高額な診療を受けられる皆様へ

### 高額療養費制度とは？

1 か月の医療費が自己負担限度額を超えた場合、超えた金額が払い戻される制度です。

自己負担限度額は、年齢や所得によって異なります。

マイナ保険証(マイナンバーカード)で限度額情報の利用に同意すると、窓口でのお支払いは自己負担限度額までとなり、払い戻しの手続きを行う必要はありません。また、従来の限度額適用認定証の事前申請は不要です。

### ご利用方法

正面玄関などに設置している「顔認証付きカードリーダー」で、マイナンバーカードを認証してください。

※資格確認書をご利用の方は、受付②へお声がけください。

入院中の方は、入院時にお渡しする書面でも同意できます。

※オンラインで資格確認ができない場合は、加入している保険者(協会けんぽ・健康保険組合・国民健康保険など)で限度額適用認定証の交付を受け、速やかに受付へご提示ください。認定証は申請した月から有効です。

### 【1ヶ月あたりの自己負担の限度額】

| 被保険者の所得区分            | 月額上限                                                               | 年間上限   | 多数該当      |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------|--------|-----------|
| ア:標準報酬月額 83 万円以上     | $270,300 \text{ 円} + (\text{総医療費} - 901,000 \text{ 円}) \times 1\%$ | 168 万円 | 140,100 円 |
| イ:標準報酬月額 53 万円～79 万円 | $179,100 \text{ 円} + (\text{総医療費} - 597,000 \text{ 円}) \times 1\%$ | 111 万円 | 93,000 円  |
| ウ:標準報酬月額 28 万円～50 万円 | $85,800 \text{ 円} + (\text{総医療費} - 286,000 \text{ 円}) \times 1\%$  | 53 万円  | 44,400 円  |
| エ:標準報酬月額 26 万円以下     | 61,500 円                                                           | 53 万円  | 44,400 円  |
| オ:住民税非課税             | 36,900 円                                                           | 29 万円  | 24,600 円  |

※医療機関、入院・外来、保険薬局ごとに自己負担限度額を計算します。

※同じ月に入院や外来など複数受診がある場合 21,000 円以上の自己負担は、合算して計算することができます。

※療養を受けた月以前の 1 年間に、3 ヶ月以上高額療養費の支給を受けた場合には、4 ヶ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額が軽減されます。

※入院中の食事代は別途必要です。(一般の方:1 食 550 円、住民税非課税の方:1 食 270 円)